

# 選挙啓発サポーター事業委託仕様書

## 1 本仕様書の目的

本仕様書は、発注者 福島県（選挙管理委員会事務局）が受注者に委託する標記事業について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 事業の趣旨・目的

近年の各種選挙における投票率は、特に若年層や働き盛り世代を中心に低い傾向にあることから、次世代を担う若者が政治や選挙に関心を持ち、投票行動につながる取組や、社会で働く者が、自らの意思で投票に参加し、自分の考えや声を政治に反映することができる環境の整備が求められている。

このため、若者や企業・団体等に選挙啓発サポーターへの登録を促し、選挙啓発協力やワークショップ及び投票しやすい環境を整備することで社会に投票参加の輪を広げるとともに、若年層へ魅力的で効果的な主権者教育を実施し、将来にわたる投票率の向上を図ることを目的とする。

## 3 委託業務の概要

### (1) 「選挙啓発サポーター（個人）」登録に係る業務

福島県選挙啓発サポーター（個人向け）募集要項に基づき、対象者に様々な機会を通じて、選挙啓発サポーター（個人）への参加を呼び掛け、登録を行う。

#### ◇ 対象者

福島県内に在住の17歳から29歳までの方（公職の候補者または公職の候補者になろうとしている方を除く。）

#### ◇ 主な活動内容

- ① 各種選挙への積極的な投票参加
- ② 選挙啓発への協力（街頭啓発、メディア出演、SNS 発信等）
- ③ 各種コンクールや啓発企画コンペ等の審査員
- ④ 模擬選挙及び選挙出前講座などへの協力
- ⑤ 新たな選挙啓発企画やキャラクター・グッズ等のアイデア提供
- ⑥ 選挙啓発に関する会議・大会等への参加 など

### ア 登録募集の方法等

申込者が登録申込様式へ必要事項を記入して郵送またはインターネット回線を利用したメールによる申込みか、専用登録フォーム上へ必要事項を入力して申込みことによって受付けるものとする。

また、受注者は、登録の申込の有無をこまめに確認し、申込があった場合は、速やかに発注者へ報告すること。

イ 登録証・ノベルティ等の作成・配付

登録証とノベルティグッズを企画・作成し、登録サポーターへ配付するとともに、福島県選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会などが作成した選挙啓発資材を随時配付するものとする。

ウ 選挙啓発企画・イベント等への協力

福島県選挙管理委員会が実施する各種啓発企画やイベント等に個人サポーターが参加する場合は、その実施に協力するものとする。

(2) 「選挙啓発サポーター（企業・団体等）」登録に係る業務

福島県選挙啓発サポーター（企業・団体等向け）募集要項に基づき、登録に相応しい企業・団体等を随時提案し、福島県選挙管理委員会と協議しながら登録を行う。

◇ 企業・団体等の主な協力内容

- ① 従業員が選挙で投票に参加しやすい職場環境の整備
- ② 来客、来訪者等への投票参加の呼び掛け
- ③ 選挙期間中における店内・社内放送、HP 及び広告等での投票日周知
- ④ 選挙啓発ポスター掲示、県選挙管理委員会主催の啓発事業への協力
- ⑤ 期日前投票所設置や移動投票所実施の協力 など

ア 登録証交付及び選挙啓発資材の配付

登録証交付に際し、登録証作成及び企業・団体等との連絡調整等を行うとともに、交付式を執り行う場合は、必要資材の調達や会場準備等の支援を行う。

また、県選挙管理委員会が登録サポーターへ、ポスターやチラシ等の選挙啓発資材を配付する場合は、協力するものとする。

イ 企業・団体等の活動への協力

企業・団体等の登録サポーターが、福島県選挙啓発サポーター（企業・団体等向け）募集要項に記載する活動を円滑に実施できるよう、可能な限り、動機付けや協力をを行うものとする。

ウ 留意事項

登録に当たっては、政治的中立であることを要し、特定政党や公職の候補者になろうとする者または、公職にある者を支持、反対する意図を持って行うものではないこと。また、政治上の主義、政策等を推進、反対する意図を持って行う者ではないことを企業・団体等の姿勢に求めること。

### (3) 学生向けワークショップ等の企画立案、運営に係る業務

学生が、日常生活で感じている身近な問題や困りごとなどを意見交換するなど、政治や選挙に関する関心を高めるためのワークショップ等を各大学等で行う。

#### ア 実施方法と目標回数

ワークショップ等を実施する大学等については、大学管理者と施設使用の協議・承認を経て実施するものとし、下記の県内の高等教育機関のいずれか3校以上で各2回以上開催することを目標とする。

- |               |                  |              |         |
|---------------|------------------|--------------|---------|
| ・福島大学         | ・福島学院大学          | ・郡山女子大学      | ・奥羽大学   |
| ・日本大学（工学部）    | ・会津大学            | ・東日本国際大学     | ・医療創生大学 |
| ・福島県立医科大学     | ・桜の聖母短期大学        | ・福島学院大学短期大学部 |         |
| ・郡山女子大学短期大学部  | ・会津大学短期大学部       | ・いわき短期大学     |         |
| ・福島工業高等専門学校   | ・ケイセンビジネス公務員カレッジ |              |         |
| ・国際ビジネス公務員大学校 |                  |              |         |

[令和7年3月現在：大学9校、短大5校、専門学校2校、高専1校]

#### イ 参加者の募集について

幅広く、できるだけ大勢の学生の参加を目標に募集活動を行うこと。ただし、大学等のクラスやゼミを通じた参加者募集及び形態も可能とする。

#### ウ ワークショップ等の実施について

ワークショップ等のテーマは学生が参加しやすく興味をもつ内容で実施すること。

開催に当たっては、受注者主導での実施を基本とするが、実施校や所属する学生が主導して運営を行っても差しつかえないものとし、その場合は、受注者は出来るかぎりの運営支援を行うこととする。

なお、開催の日程等については実施校や参加する学生等と調整して設定すること。

#### エ 準備物について

ワークショップ等の開催に必要な備品や消耗品について適宜準備すること。

なお、学生が自主的な取組のため必要とする準備物等がある場合においては、法令、公序良俗及びその他の社会的規範に反するものではない場合において、本事業で対応可能な範囲で、可能な限り尊重し支援するものとする。

#### オ 選挙啓発サポーターへの登録

ワークショップ等に参加した学生に対して、選挙啓発サポーター（個人）の登録を積極的に促すこと。

#### カ 事業の記録と報告について

開催の結果（内容・参加人数等）に関する記録を作成し、内容を書面または発注者が閲覧できる状態の電子データを作成した上で、持参、郵送（宅配便等も含む）、または電子メールのいずれかの方法にて発注者宛に報告すること。

#### (4) 他大学等とのネットワーク構築に係る業務

大学間での選挙啓発活動の情報交換や交流等を促進する取組として、ワークショップに参加した各大学等の学生を参集したサポーターネットワーク会議を、年間1回以上開催し、選挙啓発に関する意見交換の活性化を図ること。（オンラインによる開催も可とする。）

また、必要に応じて、各大学等の運営本部や指導教員の承認を得た上で、案内チラシ等により学生に参加を呼びかけるものとする。

なお、学生の自主的な活動や取組は可能な限り尊重するものとする。

#### (5) 学校教育と連携した常時啓発事業（主権者教育事業）の支援に係る業務

受注者は、発注者が実施する学校教育と連携した常時啓発事業（主権者教育事業）における選挙出前講座の支援を行うものとする。

#### ア 講師派遣

受注者は発注者が県内の高等学校向けに実施している選挙出前講座について講師を派遣するものとする。

なお、講座は原則1校50分を目安とし、学校の要望に応じて概ね20分程度の投票体験を追加する。

なお、派遣回数は年間20回程度とし、派遣学校や日程については、学校の要望を踏まえながら、別途発注者と受注者で協議して決定するものとする。

#### イ 教材作成

受注者は選挙出前講座の講師派遣で使用する教材を作成する。

教材は、受講生の政治や選挙に関する関心を高めるため、投票率、時事及び投票する候補者・政党の選び方などを取り入れ、生徒にとってより魅力的な講座とするよう努めること。

##### i 教材の形式

教材の形式は電子データを基本とし、複写等により複数回の使用が可能な形態で発注者に事前提出するものとする。

電子データの形式は、可能な限り、マイクロソフト社が提供する編集ソフトウェアであるワード、エクセルまたはパワーポイントで編集が可能な形式で提供するものとする。

また、教材の素材や副教材として、新たに動画、画像、イラスト等を作成することも可とする。

ii 教材の使用用途

作成された教材については、主権者教育事業の実施校の教員及び参加生徒への配布することや各学校のプロジェクターを使用したスクリーンへの投影や大画面ディスプレイ等に表示して使用できるものとする。

iii 対象者

教材の主要な対象は高校生（15歳～18歳）向けとする。

ウ 物品の使用

発注者は、受注者が講座で投票用紙、投票箱及び投票記載台など、県選挙管理委員会が所有する物品を使用する場合は、随時、提供するものとする。

エ アンケート集計

受注者は、選挙出前講座実施後の受講者向けに行うアンケートについて、記入後に回収し、結果を集計するとともに、集計結果を発注者へ提供するものとする。

なお、集計結果はマイクロソフト社のエクセル等の電子データ形式で発注者が閲覧可能な形式で提供するものとする。

また、アンケート集計結果は、各選挙出前講座実施の30日後まで発注者へ提出すること。

オ コンプライアンスの遵守及び徹底

教材の作成において既存の動画、画像、イラスト等の素材を使用する際には著作権法等の関係法令等を遵守した上で使用するなど、十分注意すること。

また、講座の実施にあたっては、特定の候補者や政党に投票を誘導することがないよう、必ず中立の立場で行うこと。

カ 選挙啓発サポーターへの登録

選挙出前講座を受講した17歳以上の生徒に対して、選挙啓発サポーター（個人）の登録を積極的に促すこと。

(6) 情報発信に係る業務

受注者は、本事業の取組を幅広く周知し、社会に投票参加の輪を広げるための情報発信を行うこと。

ア 新聞広告の掲載

本事業の取組を採録特集5段の同じ新聞広告で、福島民報及び福島民友新聞に1回以上掲載すること。

イ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用について

県が運営するソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」とする。）のX（旧ツイッター）及びインスタグラムのアカウント上で本事業に関連する各種の情報発信を実施するため、SNSアップロード用の原稿、掲載する画像データや素材データ等を作成し、該当する情報の発信に適切な時期に発注者に提供すること。

なお、データの提供方法やSNSの具体的な運営方法等については、発注者と受注者で協議して決定することとする。

#### 4 委託対象経費

委託料に含まれる経費は次のとおりとする。

(1) 「選挙啓発サポーター（個人）及び（企業・団体等）」参加登録推進に係る業務

ア サポーター募集・提案、登録証及びノベルティグッズのデザイン企画・作成等に係る経費

- i ポスターの大きさは日本産業規格（JIS）A列1番、A列2番、B列1番、B列2番のいずれかとし、実際に制作する大きさは別途発注者と受注者で協議して決定するものとする。
- ii チラシの大きさは日本産業規格（JIS）A列4番とするが、別途発注者と受注者で協議の上、大きさを変更することができるものとする。
- iii ポスター、チラシの印刷枚数は発注者と受注者で別途協議するものとする。

イ 登録証交付及び選挙啓発資材配布に関する経費

ウ 選挙啓発企画・イベントへの協力及び企業・団体等の活動への動機づけ・協力に係る経費

エ その他、提案した事項に係る経費

(2) 学生向けワークショップ等の企画立案、運営に係る業務

ア 企画立案及び参加者募集にかかる経費

イ ワorkshop等での消耗品、備品リース代、講師等派遣に係る経費

(3) 他大学とのネットワーク構築に係る業務

ア 開催周知等の情報発信に係る経費

イ 会場運営に係る経費（機材賃借料を含む）、飲食に係る経費（※コーヒー代等茶菓代に限るものとする）

ウ 業務運営スタッフの person 費、旅費

エ 講師等派遣に係る経費及び参加者の交通費

**(4) 学校教育と連携した常時啓発事業（主権者教育事業）の支援に係る業務**

ア 講師派遣に係る経費  
謝金、交通費等

イ 教材作成に係る経費  
機材使用料、デザイン等の新規作成、デザイン素材の購入等

ウ アンケート集計に関する経費

**(5) 情報発信に係る業務**

ア 新聞広告掲載に係る経費

イ SNS アップロード用の原稿、掲載データや素材データ等の作成・デザインに係る経費

**5 成果品**

本委託事業の成果品については下記のとおりとする。

なお、電子データについては電子記録メディア（DVD 等）に記録後に提出、又はインターネット回線経由（電子メール等）で提出すること。

(1) 選挙啓発サポーター登録の一覧表

(2) 広報、啓発に関する資材（ポスター、チラシ等）及び関連する電子データ

(3) ワークショップ等で参加者に提供した資料等及び関連する電子データ

(4) 学校教育と連携した常時啓発事業（主権者教育事業）の支援に関連する電子データ

(5) 本事業に基づいて制作された、ノベルティや各種デザインを日本産業規格 A 列 4 番又は A 列 3 番の用紙に印刷したもの提出すること。

なお、関連する電子データについても提出すること。

(6) その他、発注者が指定したもの及びその関連する電子データ。

## 6 委託契約費

本委託事業の契約金額は下記の金額以内とする。

4,005,100 円（消費税相当額を含む）

## 7 知的財産権について

本委託事業に基づいて制作された各種デザイン、成果物等の著作権を始めとする知的財産権については福島県に帰属するものとする。

## 8 その他留意事項

この仕様書に定められていること以外の事項については、別途、発注者と受注者で協議を行い決定するものとする。